

[Vol.104]
子どもの預け先で悩んだらご相談ください

市では、子育て家庭が教育・保育施設（幼稚園、保育園、認定こども園）や子育て支援センターなどをそれぞれのニーズに応じて円滑に利用できるよう、相談に応じ、情報提供や支援を行っています。

「子育て支援事業利用者支援員」が必要な手続きや窓口への案内を行うほか、子育てに関する相談にも応じます。予約は不要ですので、お気軽に電話または窓口でご相談ください。

■次のような場合にご相談ください

- ▶幼稚園、保育園、認定こども園のどこに入れたらいいのかわかっている
- ▶保育園に入れなくて困っている
- ▶一時預かりを利用したい
- ▶子育てのことで悩んでいる

■相談日 毎週月火木金（祝日を除く）

■時間 午前9時～午後5時15分

■場所

教育委員会事務局学校教育課（江刺総合支所4階）
※市役所本庁や各総合支所での相談も可能です。

希望する場合は事前にお電話ください

■問い合わせ

市教育委員会事務局学校教育課 子ども・子育て支援推進室（江刺総合支所・☎ 34-1634）

外遊びをするときは事故に注意！

子どもが屋外で遊ぶ機会が多くなる季節です。道路や停まっている車の陰など、危険な場所では遊ばないよう親子でよく話し合しましょう。小さな子どもが外遊びをするときは保護者が必ず付き添い、目を離さないようにしましょう。



KID'S アルバム

～子育て支援センターの活動を紹介します～

♣ベビーズのんたん

月に一度、赤ちゃん和家人が集まって、足型・身長・体重・写真を季節ごとの台紙に貼り、1歳になるまでの成長記録のファイル作りをしています。回を重ね記録が増すごとに、少し前の子育てを懐かしみ、スタッフや他の参加者と一緒に成長を喜び合うことができます。ぜひ遊びに来てください。



ファイル作りの様子。お友達の輪が広がります

駒形こどもの杜子育て支援センター（☎ 23-5018）
「のんたんひろば」



◎出来上がったファイル。写真や足型と共に、温かいコメントがつづられています



さくらちゃん、1歳おめでとう！最後のベビーズのんたんに両親と参加しました



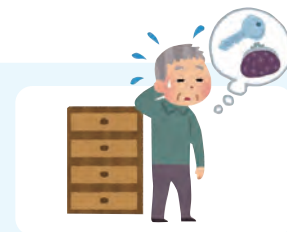
←おうしゅう子育てガイド

支援制度、医療機関、おでかけマップなど、子育てに役立つ情報を掲載しています

広告

もっと安心 ずっとおうしゅう

～みんなの輪で支える在宅医療と介護～



第15回 認知症になっても安心して暮らせるまちを目指して / 市地域包括支援センター

■認知症ってどんな病気？

人は誰でも歳を取ると脳の働きが衰え、新しい事を覚えられなくなったり、物忘れが増えたりします。日常生活に支障のない物忘れは生理的な老化現象ですが、日常生活に支障が出てくる場合には「認知症」が疑われます。

認知症
始まりの
目安

- ・何度も同じ事を言う
- ・身だしなみに気を使わなくなった
- ・今までできていたことができなくなった
- ・約束の日時や場所を間違えるようになった

■抱え込まず相談を！

今までと様子が違ってくると、本人や家族も

「ひょっとして…」と不安を抱えるかと思います。気になる事があるときは、市地域包括支援センターやかかりつけ医にご相談ください。

■認知症を身近な問題として考えよう

認知症は決して他人事ではありません。2025年には65歳以上の5人に1人が認知症または予備軍になると推計されています。もし自分が認知症になったらどう暮らしていきたいか、身近な事として考える事が何よりも大切です。市では、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいます。今後、本紙で取り組みを紹介する予定ですのでぜひご覧ください。

■問い合わせ＝本庁地域包括ケア推進室（☎ 34-2906） ■高齢者に関する相談＝市地域包括支援センター（☎ 34-2199）

はい、
こちら

総合相談室
（☎ 34-2915）

消費生活相談		前沢総合支所 市民福祉グループ 毎週	10:00～15:00
本庁総合相談室	9:00～17:00	胆沢総合支所 市民生活グループ 毎週	※前日までに要予約
江刺総合支所 市民生活グループ	9:00～15:45	衣川総合支所 市民福祉グループ 毎週	



Q. コンサートチケットを購入するためにインターネットで検索したところ、一番上に出てきたサイトを公式サイトだと思って購入手続きをしました。後になって、それがチケット転売サイトで、購入したチケットは定価より高額だったことが分かりました。しかも公式サイトには「転売サイトで購入したチケットでは入場できない」と書いています。慌てて転売サイトに解約を申し出ましたが、断られてしまいました。解約することはできないのでしょうか。

A. 購入したサイトの規約に従うことになります。この転売サイトでは、規約に「チケット

が届かなかった場合、または実際に利用できなかった場合のみ返金する」と書かれていました。残念ながらこのケースでは解約は困難です。

「残り〇枚」「〇分以内に手続きしないと無効」など、焦らせるような表示をする転売サイトもあります。購入しようとしているサイトが公式サイトなのか、よく確かめてから購入するよう注意しましょう。

なお、6月14日から「チケット不正転売禁止法」が施行され、事業者が特定のチケットを、主催者の同意なく定価以上の価格で転売することが禁止されます。個人が罪に問われるケースは少ないと思われますが、不正転売チケットの利用は避けてください。



広告